

別紙 1

支部運営会議の下に設ける常設の委員会について

定款第 33 条（委員会）2.で定める支部運営会議の下に設ける委員会は以下の通りである。

1.（法務委員会）

法務委員会は、支部の定款を含む全ての法務の提案および規定の整備、改正を提案する。

2.（教育委員会）

教育委員会は、支部における教育について所管する。

3.（広報委員会）

広報委員会は、支部における広報について所管する。

4.（調査研究委員会）

調査研究委員会は、支部における調査及び研究について所管する。

5.（基準委員会）

基準委員会は、支部における基準関連会務を所管する。

6.（CISA 委員会）

CISA 委員会は、支部における CISA 関連会務を所管する。

7.（メンバーシップ委員会）

メンバーシップ委員会は、支部のメンバーシップ関連会務を所管する。

8.（CISM 委員会）

CISM 委員会は、支部における CISM 関連会務を所管する。

9.（CGEIT 委員会）

CGEIT 委員会は、支部における CGEIT 関連会務を所管する。

10.（アカデミックリレーション委員会）

アカデミックリレーション委員会は、支部のアカデミックリレーション関連会務を所管する。

11.（CRISC 委員会）

CRISC 委員会は、支部における CRISC 関連会務を所管する。

12.（総務委員会）

総務委員会は、支部における業務総括副会長が担当する業務の補佐および支部運営に関する業務で他の委員会が所管していない業務を所管する。

第 1 回改正 2015 年 6 月 24 日

別紙 2

支部運営会議の下に設けるその他の委員会について

定款第 37 条（その他の委員会）で定める委員会は現在ない。

第 1 回改正 2014 年 10 月 1 日